

【資料3】 35人学級の対応に係る区側提案（投資）に対する都側論点メモ

No.	項目		確認事項等
1	総論		・「35人学級への対応として特別教室等から普通教室への転用工事（以下、転用工事）」について、態容補正による算定が適当であるとする考え
2			・「特別教室等」の具体的な定義 ・35人学級への対応のみを目的とした転用工事の捕捉状況
3			・地方交付税制度における転用工事実施経費の算定状況及び方法
4			・地方交付税制度における算定方法と、区修正案の方法の相違点及びその理由
5	投資的経費	対象教室数 (対象工事)	・「知事が算定した普通教室化工事施工教室数」の算出方法と算定にあたる数値の確認方法
6			・対象とする転用工事の特別教室等毎の具体的工事内容
7			・転用工事の中に老朽化対策工事が含まれる場合が想定されるが、算定している大規模改修経費との切り分けはどのようにするのか
8			・転用工事の実施事由として、35人学級への対応に加え人口増によるもの等も考えられるが、この対象教室数について、客観性を担保した数値確認が可能となる方法 ・合わせて、実施事由に35人学級への対応以外のものも含まれた際の確認方法
9		補正式 1教室あたり 費用	・平成31年度財調協議において、「特別教室ごとに改修経費は異なることは明白であるから、特別教室ごとに経費を設定すべき」との都側が指摘した事項の反映状況
10			・各区の転用工事の決算額について、同一種別の特別教室でも乖離が見られる理由
11			・態容補正の区案により、平成30年度から令和2年度までの3か年実績で試算した場合、充足率が約45%の区から約650%の区までバラつきが生じるため適切な区間配分となっていない。この点についての区側の見解
12		特定財源	・国の「学校施設環境改善交付金」は、転用工事も交付対象としているか、伺う。交付対象となる場合、過去の実績によらず補正式にも特定財源として設定すべき
13	・転用工事は地方債の対象となるのか。地方債の対象となる場合、起債を基本とした算定とすべき		
14	その他	・態容補正の修正案についても、令和6年度までの時限算定か ・算定の対象となる転用工事の実施年度はいつか	
15		・区修正案の年度別対象工事数とその想定影響額	